

# 羅針盤

平成30年度第5号（通算295号）

平成30年7月6日（金）発行

岡山県総合教育センター

Tel (0866) 56-9101 Fax (0866) 56-9121

## 改めて 知っておこう「著作権」

～うっかり「著作権侵害」しないために～



最近、著作権に関するニュースを目にする機会が増えてきました。

- ☞教材利用の法改正案 電子データ許諾無し可能に 毎日新聞（2018/2/23）
- ☞音楽教室からの著作権料、4月から徴収（JASRAC） 日本経済新聞（2018/3/8）
- ☞ひょっこりはん、ネタのBGM著作権侵害か スポーツ報知（2018/6/2）

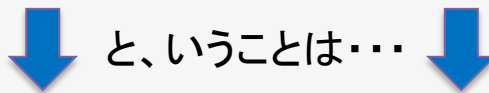
著作物の利用に対して、社会全体の意識が高まってきているようです。

教育の情報化が進む中で、フリー素材配信サイトのデータ使用やビッグデータの活用、他人の著作物を用いて作成した教材をネットワークを通じて生徒の端末に送信するなど、授業の在り方もますますデジタル化、ネットワーク化されていきます。

今一度、著作権の基本を見直し、著作者の権利を守った正しい利用をしていきましょう！

### 教育機関における複製（著作権法第35条第1項）

学校その他の教育機関（営利を目的として設置されているものを除く。）において教育を担当する者及び授業を受ける者は、その授業の過程における使用に供することを目的とする場合には、必要と認められる限度において、公表された著作物を複製することができる。ただし、当該著作物の種類及び用途並びにその複製の部数及び態様に照らし著作権者の利益を不当に害することとなる場合は、この限りでない。



と、いうことは・・・

授業に必要な範囲で著作物を自由に複製することができます。書籍だけでなく、新聞や雑誌、音楽や映像など、著作物の種類は関係ありません。ただし、問題集やワークブックなど、本来児童生徒が個々に購入することを想定しているものは含まれないと考えられます（複製で済ませると作り手の利益を害すると考えられるため）。また、翻訳、変形、翻案もできます。

インターネットを通じて授業が別の会場に同時中継されている場合、授業で用いられている教材を、配信先の児童生徒に送信することもできます。

先生・児童生徒が  
授業・学校行事で  
必要な範囲



保護者への配布  
授業以外での使用  
必要以上の範囲



### 学ぼう著作権！研修のご案内

著作権について一緒に学びませんか。セミナーは久々の岡山開催です！

平成30年度著作権セミナー（主催：文化庁・岡山県教育委員会）

8月6日（月）9：00～15：30 場所：ピュアリティまきび

<http://www.pref.okayama.jp/page/555627.html>

教職員と児童生徒のための著作権研修講座（岡山県総合教育センター）

10月16日（火）9：30～12：15

しっかり学んで  
有効に活用！



【参考】公益社団法人著作権情報センター(CRIC) <http://www.cric.or.jp/index.html>

文化庁 著作権 <http://www.bunka.go.jp/seisaku/chosakuken/index.html>

（担当・情報教育部）

次回の発行は、9月7日（金）の予定です。

【バックナンバー】<http://www.edu-ctr.pref.okayama.jp/sougou/koho/>